

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・役員報酬規程により、特別手当(賞与相当手当)について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、役員の勤務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額できることとしており、その決定は経営協議会の議を経ることとしている。

・大学共同利用機関法人である高エネルギー加速器研究機構は、我が国の加速器科学(高エネルギー加速器を用いた素粒子・原子核に関する実験的研究及び理論的研究並びに生命体を含む物質の構造・機能に関する実験的研究及び理論的研究も包含した、広義の加速器科学。)の総合的発展の拠点として、国内外の関連分野の研究者に対して研究の場を提供するとともに、機構長のリーダーシップの下で国内、国際共同研究を先導して加速器科学の研究を推進している。

そうした中で、高エネルギー加速器研究機構の機構長は、職員数642名の法人の代表として、その業務を総理し、所属職員を統督するとともに、経営責任者として研究成果を積極的に社会に公開し、加速器科学に対する社会の要請に応える職務を担っている。

機構長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬2,618万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

高エネルギー加速器研究機構の機構長の報酬に関しては法人化以前から国家公務員指定職の適用を受けていた職であり、現在の機構長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上である。従って、現在、本機構の役員報酬基準は国の指定職俸給表相当としており、機構長の報酬は法人化以前の報酬水準を維持している。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員報酬及び事務次官の年間給与額と比較しても、その報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	{ 改定なし }
理事	{ 改定なし }
理事(非常勤)	{ 改定なし }
監事	{ 該当者なし }
監事(非常勤)	{ 改定なし }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 14,841	千円 9,815	千円 3,848	千円 0 (通勤手当) 1,177 (調整手当)			※
A理事	千円 12,752	千円 8,402	千円 3,292	千円 49 (通勤手当) 1,008 (調整手当)			
B理事	千円 12,780	千円 8,402	千円 3,292	千円 78 (通勤手当) 1,008 (調整手当)			
C理事	千円 12,780	千円 8,402	千円 3,292	千円 78 (通勤手当) 1,008 (調整手当)			
D理事 (非常勤)	千円 6,187	千円 6,187	千円 0	千円 0 (通勤手当) 0 (調整手当)			
A監事 (非常勤)	千円 1,812	千円 1,812	千円 0	千円 0 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 503	千円 503	千円 0	千円 0 ()			

注:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注:「調整手当」とは、賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画により定めた機構事業の年度展開及び予算計画を踏まえ、組織の合理化・効率化を進め、人件費管理の計画的な運用を図り、その削減・抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律による国家公務員給与を参考として、給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定に関する規程により実施する勤務評定(勤務評価)の結果並びに勤務成績に基づき、予算(人件費)の範囲内で、昇給、昇格の実施及び勤勉手当の支給割合(成績率)に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	昇給に係る勤務評定の結果等を受け、一定期間を良好な成績で勤務した場合、上位の号給に昇給させることができる。
本給月額 (昇格・降格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、1級上位の級に昇格させることができ、また、勤務成績が不良な場合は、1級下位の級に降格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務評定等の結果を受け、基準日(6/1、12/1)前6ヶ月間における勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- 高位の号給から昇格した場合の給与増加額を縮減するため、昇格時号給対応表を改正し、平成25年4月1日から実施した。
- 55歳を超える職員(医療職(一)は57歳を超える職員)は標準の勤務成績では昇給しないこととする昇給制度の改正を行い、平成26年1月1日から実施した。
- 国の給与構造改革に合わせて平成18年度から実施した本給表水準の引下げに伴い、経過措置として実施してきたいわゆる現給保障給の支給を平成26年3月31日までとした。
- 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年度に引き続き、以下の措置を講ずることとした。

《職員について》

【実施期間】

平成24年6月1日～26年3月31日

【本給関係の措置の内容】

- ・一般職 7級以上:△9.77%、6～3級:△7.77%、2級以下:△4.77%
- ・技術職 6級:△9.77%、5～3級:△7.77%、2級以下:△4.77%
- ・教育職 5級以上:△9.77%、4,3級:△7.77%、2級:△4.77%
- ・医療職(一) 3級以上:△9.77%、2級:△7.77%、1級:△4.77%
- ・医療職(二) 3級:△7.77%、2級以下:△4.77%
- ・指定職 すべての号給:△9.77%

【諸手当関係の措置の内容】

- ・管理職手当及び技術手当:一律△10%
- ・期末手当及び勤勉手当:一律△9.77%
- ・調整手当等の本給月額に連動する手当の月額は、減額後の本給月額等の月額により算出

《役員について》

【実施期間】

平成24年5月1日～26年3月31日

【本給関係の措置の内容】

常勤役員本給、非常勤役員手当: $\Delta 9.77\%$

【諸手当関係の措置の内容】

- ・調整手当: $\Delta 9.77\%$
- ・特別手当: $\Delta 9.77\%$

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区 分	人 員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	586	46.9	7,031	5,269	127	1,762
事務・技術	134	41.6	5,420	4,107	109	1,313
教育職種 (大学教員)	320	49.0	7,953	5,938	144	2,015
技術職員	131	47.2	6,435	4,830	103	1,605
その他医療職種 (看護師)	1					
再任用職員	21	63.1	3,921	3,334	141	587
教育職種 (大学教員)	4	64.5	4,890	4,153	139	737
技術職員	17	62.8	3,693	3,142	141	551

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:技術職員とは、従来行政職(一)を適用していた技術職について、法人化にあわせて機構独自の新たな職種として位置付け、また、俸給表についても独自の表を作成し、適用させている職種である。

注:常勤職員のその他医療職種(看護師)は該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:再任用職員の事務・技術、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:在外職員、任期付職員及び非常勤職員については該当者がいないため、表を省略した。

[年俸制適用者]

区 分	人 員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	61	41.6	5,333	3,939	93	1,394
博士研究員	15	33.8	4,035	4,035	75	0
その他	46	44.2	5,756	3,907	99	1,849
非常勤職員	48	38.7	5,007	3,927	104	1,080
事務・技術	13	46.2	4,127	3,212	93	915
教育職種 (大学教員)	30	35.1	5,516	4,336	111	1,180
技術職員	5	40.3	4,240	3,328	90	912

注:博士研究員とは、従来非常勤研究員として雇用していた職種について、処遇改善を目的に制度を変更し、任期付の年俸制職員とした職種である。

注:任期付職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

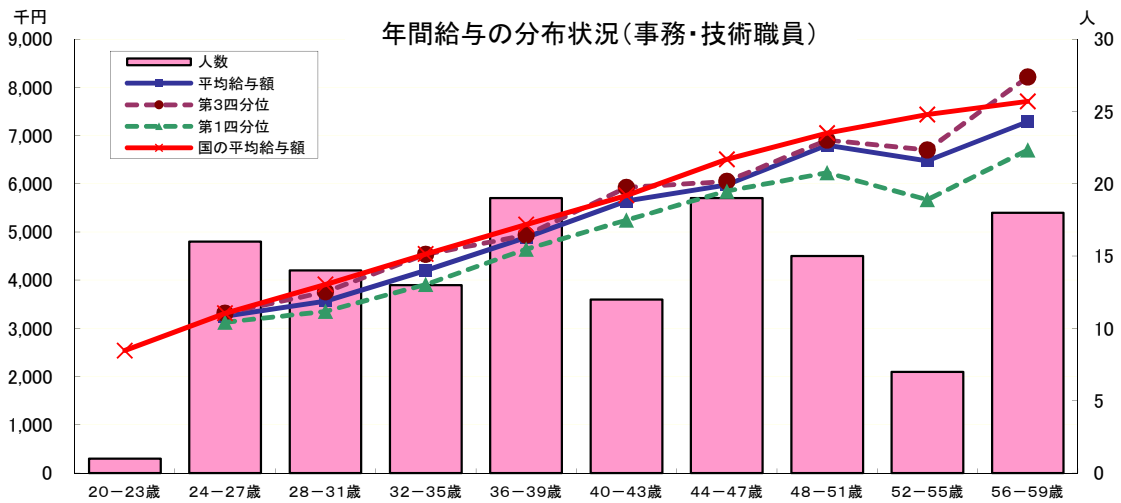
注:技術職員とは、従来行政職(一)を適用していた技術職について、法人化にあわせて機構独自の新たな職種として位置付け、また、俸給表についても独自の表を作成し、適用させている職種である。

注:非常勤職員の医療職種(医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:常勤職員、在外職員及び再任用職員については該当者がいないため、表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年俸制適用者を含む。以下、④及び⑤において同じ。

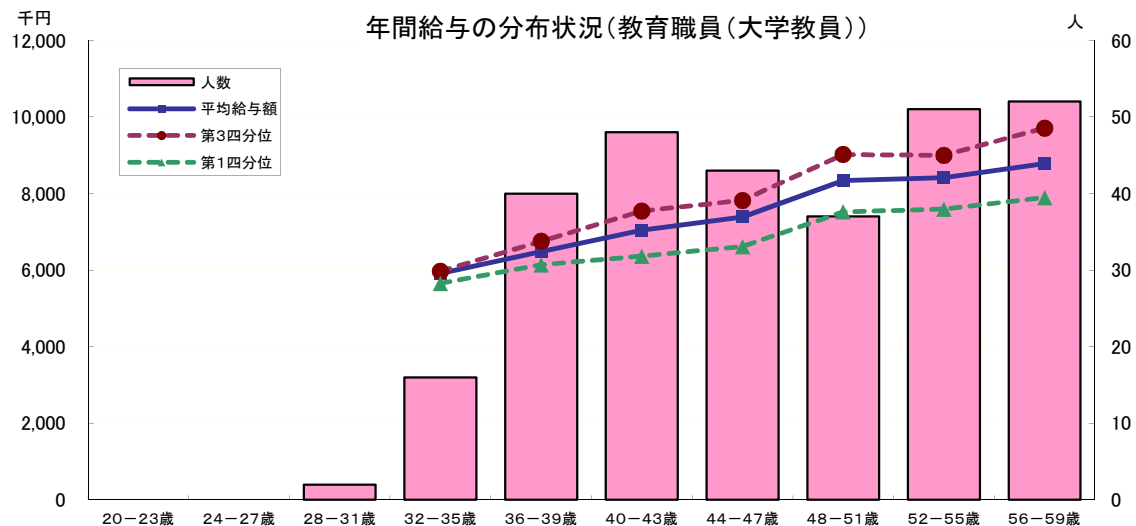
注:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
部長	2	-	-	-	-	-	-
課長	8	56.0	7,752	8,020	8,268		
室長	6	52.5	6,700	7,114	7,592		
副課長	14	55.1	6,601	6,704	6,781		
係長	48	44.7	5,314	5,736	6,038		
主任	17	37.1	4,095	4,519	4,693		
係員	38	29.5	3,222	3,561	3,759		
衛生管理者	1	-	-	-	-		

注:部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注:衛生管理者の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

(教育職員(大学教員))



注:年齢28～31歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	102	55.5	8,738	9,442	10,141
准教授	99	48.1	7,387	7,705	8,093
講師	21	56.1	7,061	7,234	7,438
助教	98	41.6	6,109	6,337	6,619

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在) (事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長、次長 参事役	課長、室長 副課長	副課長 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	134 ()	0 ()	0 ()	0 ()	2 (1.5%)	7 (5.2%)	7 (5.2%)	23 (17.2%)	48 (35.8%)	22 (16.4%)	25 (18.7%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	59～54	59～40	59～40	56～36	53～29	29～22
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～	～	～	～	6,173～ 5,777	5,962～ 4,700	5,159～ 4,459	4,945～ 3,435	3,733～ 2,747	2,878～ 2,062
年間給与額 (最高～最 低)		～	～	～	～	8,343～ 7,752	8,012～ 6,377	6,905～ 6,048	6,424～ 4,572	4,859～ 3,603	3,691～ 2,688

注：7級の職員は該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		所長 施設長	教授	准教授	講師	研究機関講師 助教	
人員 (割合)	320 ()	4 (1.3%)	98 (30.6%)	99 (30.9%)	21 (6.6%)	98 (30.6%)	0 ()
年齢(最高 ～最低)		64～58	62～39	61～33	62～49	61～31	～
所定内給与 年額(最高～ 最低)		9,251～ 8,329	8,720～ 5,572	6,723～ 4,721	5,907～ 5,017	5,536～ 4,015	～
年間給与額 (最高～最 低)		12,620～ 11,484	11,885～ 7,653	8,872～ 6,309	7,793～ 6,632	7,265～ 5,368	～

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	58.9%	61.5%	60.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	41.1%	38.5%	39.8%
	最高～最低	48.1～32.6%	44.4～30.6%	44.6～33.4%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.9%	67.7%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1%	32.3%	33.6%
	最高～最低	37.7～31.9%	35.0～29.8%	35.5～31.3%

(教育職員(大学教員))

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	60.3%	63.5%	62.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.7%	36.5%	38.0%
	最高～最低	48.4～33.6%	44.7～27.6%	45.0～32.3%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	67.2%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4%	32.8%	34.0%
	最高～最低	40.5～31.3%	37.8～27.0%	39.1～30.4%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

94.1

対他の国立大学法人等

105.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

96.9

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○ 事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員	94.1	
	参考	地域勘案	95.7
		学歴勘案	94.5
		地域・学歴勘案	95.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.9%】 (国からの財政支出額 56,973百万円、支出予算の総額 63,400百万円：平成25年度予算) 【累積欠損額 なし(平成24年度決算)】</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 本機構役職員は非公務員であるが、職員の給与水準は国家公務員給与を参考として決定することを基本的な考え方としている。 本機構は、支出予算総額約634億円、国からの財政支出割合は89.9%となっているが、上記のとおり对国家公務員指数は100を超えておらず、累積欠損もないことから、給与水準は適正であると考えている。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>		
講ずる措置	今後適正な給与水準の維持に努めていく考えである。		

○ 教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.1

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一)との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,774,565	4,802,474	△ 27,909 (△ 0.6)	△ 464,342 (△ 8.9)
退職手当支給額 (B)	661,314	528,840	132,474 (25.0)	30,488 (4.8)
非常勤役職員等給与 (C)	1,374,251	1,221,931	152,320 (12.5)	296,883 (27.6)
福利厚生費 (D)	837,144	791,412	45,732 (5.8)	72,233 (9.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,647,274	7,344,657	302,617 (4.1)	△ 64,738 (△ 0.8)

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

《給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について》

- ・「給与、報酬等支給総額」：人件費抑制方策及び給与減額支給措置の継続により、前年度比△0.6%の減。
- ・「退職手当支給額」：定年退職者の増加等により、前年度比25.0%の増。
- ・「非常勤役職員等給与」：再雇用職員や外部資金による有期雇用職員の増加等により、前年度比12.5%の増。
- ・「福利厚生費」：法定福利費の増加により、前年度比5.8%の増。
- ・「最広義人件費」：以上の要因により、前年度比4.1%の増となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし